

【別紙 1】

個人情報取扱安全管理基準

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

個人情報の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していること。

また、以下の内容を記載した個人情報の保護に関する規程及び個人情報の取扱手順等が定められていること。

※個人情報保護委員会ホームページ(<https://www.ppc.go.jp>)に掲載されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」の「4－3－1」の「安全管理措置（法第66条）」を参考にしてください。

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者が定められていること。

保護管理者は従業員を監督する立場の者、統括保護管理者は従業員全体を取りまとめる立場の者を指すが、統括保護管理者と保護管理者を兼任してもよいものとする。

3 従業員の指定、教育及び監督

(1) 個人情報の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記されていること。

(2) 個人情報を取り扱う従業員を指定すること。

(3) 従業員に対して必要かつ適切な監督を行うこと。

4 セキュリティ強化のための管理策

情報資産の盗難、紛失、持出し、複写・複製、目的外の使用及び第三者への提供を防止するため以下の対策を実施していること。

(1) 個人情報の取扱いにおいてサーバを使用している場合は、サーバへのアクセス権限を有する従業員を定めること。

(2) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等は、アクセス権等を設定し、使用できる従業員を限定すること。また、アクセスログやログイン実績等から従業員の利用状況を記録し、保管していることが望ましい。

(3) 記録機能を有する機器の電子計算機等への接続制限について必要な措置を講ずること。

- (4) 日常生活用具給付業務にて作成した電子データを保存するときは、暗号化又はパスワードにより秘匿すること。また、保存した電子データにアクセスできる従業員を限定すること。
- (5) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、従業員が正当なアクセス権を有する者であることをユーザ ID、パスワード、磁気・IC カード又は生体情報等のいずれかにより識別し、認証していること。
- (6) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、セキュリティ対策ソフトウェア等（ウィルス対策ソフトウェア等）を導入していること。

5 事件・事故における報告連絡体制

- (1) 従業員が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の管理者への報告連絡体制を整備していること。
- (2) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業員から管理者等への報告連絡体制を整備していること。
- (3) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案が発生した際の本市及び関連団体への報告連絡体制を整備していること。併せて、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討並びに決定等に係る体制及び手順等を整備していること。

6 関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するために、必要な体制を備えていること。

7 定期監査の実施

個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ、随時に点検、内部監査及び外部監査を実施すること。

8 個人情報取扱状況報告書の提出

本市の求めに応じ、又は当該業務契約に基づき、本市が指定する様式にて個人情報取扱状況報告書を提出すること。